

(オストメイト(人工膀胱・人工肛門の造設者)の皆様へ)

公衆浴場への入浴について

宮崎県では、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」によるオストメイト対応トイレの設置の推進等の取組みにより、オストメイトの社会参加を推進しています。

このたび、公益社団法人日本オストミー協会宮崎県支部に「オストメイトの公衆浴場での入浴の手引き」(以下「手引き」という。)を作成いただきました。

公衆浴場では、国の法律や県の条例により衛生管理の基準が詳細に定められており、入浴者は、公衆浴場の衛生管理を損なうような行為を行うことが禁止されています。

公衆浴場へ入浴される際などに、適宜「手引き」をご活用いただきますようお願いいたします

オストメイトの社会参加に向けた宮崎県の取組み

宮崎県ではオストメイトの社会参加に向けた様々な取組みを行っています。

人にやさしい福祉のまちづくりについて

宮崎県では「人にやさしい福祉のまちづくり条例」により、オストメイト対応トイレの設置の推進や、思いやり駐車場の普及などの取組みを進めています。

オストメイト社会生活適応訓練事業について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称:障害者総合支援法)による地域生活支援事業として、公益社団法人日本オストミー協会宮崎県支部に委託し、オストメイト社会生活適応訓練事業として、オストメイトのための研修会を実施しています。



公衆浴場ではストーマ用装具を適切に管理のうえ入浴しましょう!

【本パンフレットについて】
宮崎県障害福祉課地域生活支援担当
電話 0985-32-4468